

令和6年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和6年12月10日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和6年12月10日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第72号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第73号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議
決について
- 日程第 4 議案第74号 令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第3号）の議決について
- 日程第 5 議案第75号 令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について
- 日程第 6 議案第76号 令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）
の議決について
- 日程第 7 議案第77号 令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）
の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（8名）

1番 南 靖 久 議員	2番 小 川 公 明 議員
3番 濱 中 佳 芳 子 議員	4番 西 川 守 哉 議員
6番 中 村 文 子 議員	7番 岩 澤 宣 之 議員
8番 中 村 レ イ 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（1名）

5番 村 田 幸 隆 議員

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
会計管理者兼会計課長		野	地	敬	史	君
政策調整課長		三	鬼		望	君
政策調整課調整監		後	藤	健	太	郎
政策調整課調整監		西	村	美	克	君
総務課長		森	本	眞	明	君
財政課長		岩	本		功	君
防災危機管理課長		大	和	秀	成	君
税務課長		三	鬼	基	史	君
市民サービス課長		湯	浅	大	紀	君
福祉保健課長		山	口	修	史	君
福祉保健課参事		世	古	基	次	君
環境課長		平	山		始	君
商工観光課長		濱	田	一	多	朗
水産農林課長		芝	山	有	朋	君
水産農林課参事		千	種	正	則	君
建設課長		塩	津	敦	史	君
建設課参事		上	村	元	樹	君
水道部長		神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長		竹	平	専	作	君
尾鷲総合病院総務課長		高	濱	宏	之	君
教育長		田	中	利	保	君
教育委員会教育総務課長		柳	田	幸	嗣	君
教育委員会生涯学習課参事		森	下	陽	之	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		渡	邊	史	次	君
監査委員		民	部	俊	治	君
監査委員事務局長		仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事務局	長	高	芝	豊
-----	---	---	---	---

事務局次長兼議事・調査係長

濱 野 敏 明

[開議 午前10時00分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、西川守哉議員、6番、中村文子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第72号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から日程第7、議案第77号「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、今回追加させていただきました議案について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは、提出議案の目次となっております。

追加させていただきます提出案件は、議案第72号から議案第77号までの6議案であります。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正議案が1件、補正予算関係の議案が5件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第72号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部改正について」につきましては、11月29日に給与関係閣僚会議及び閣議が行われ、人事院勧告どおりに実施することが決定されたことに伴い、本市においても人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」につきまして説明いたします。

なお、今回追加提案しています議案第73号から議案第77号までの補正予算5議案につきましては、人事院勧告に基づく給与改定の実施が決定されたことから、本市職員の給与についても、同勧告に準じて改定するものであります。

それでは、お手元に配付の「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算書（第8号）及び予算説明書」の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,805万円を追加し、これにより予算総額を121億6,553万3,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,805万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

以降のページにつきましては、主に人事院勧告準拠に伴い、1款議会費から9款教育費までの人件費をそれぞれ増額するものであります。

なお、国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療事業特別会計につきましても同様でありますので、その増額分に係る繰出金についても計上しております。

続きまして、議案第74号「令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

33ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万1,000円を追加し、これにより予算総額を22億4,526万5,000円とするものであります。

40ページ、41ページを御覧ください。歳入であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金132万1,000円の

増額は、職員給与費等繰入金であります。

次ページ、42ページ、43ページを御覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費132万1,000円の増額は、人事院勧告準拠に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第75号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

次ページ、45ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万円を追加し、これにより予算総額を7億1,800万5,000円とするものであります。

52ページ、53ページを御覧ください。歳入であります。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金43万円の増額は、事務費繰入金であります。

次ページ、54ページ、55ページを御覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費43万円の増額は、人事院勧告準拠に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第76号「令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の「令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書」の1ページを御覧ください。

収益的支出のうち医業費用4,953万2,000円の増額は、人事院勧告準拠に伴い給与費を増額するものであります。

次に、議案第77号「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書」の1ページを御覧ください。

収益的収入では、営業外収益が人事院勧告準拠及び人事異動による各種引当金戻入益の増額により、431万1,000円増額するものであります。

支出では、営業費用が人事院勧告準拠及び人事異動に伴い、543万1,000円減額するものであります。

以上をもちまして、議案第72号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第77号「令

和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの6議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第8、昨日に続き一般質問を行います。

最初に、6番、中村文子議員。

〔6番（中村文子議員）登壇〕

6番（中村文子議員） 皆様、おはようございます。

前回の一般質問から3か月がたちました。この3か月の間では、市内の催物が多く、たくさんの方々に声をかけていただいたり、励ましてもらいました。中でも、尾鷲市内での祭り文化の継承者問題に触れることがあり、少子高齢化、地方の過疎化、各地の祭りが存亡の危機に陥っている現状を目の当たりにさせられました。

私は、10月に行われました梶賀町のハラソ祭の企画展に足を運ばせていただき、祭りの歴史を勉強させていただきました。別日には、梶賀町で郷土食のあぶりを作る体験や、はらそ祭で舟をこぐ櫓漕ぎを子供と一緒に体験させていただきました。体験に携わっていただいた方々には温かく接していただき、親子共々大変楽しく貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。

そして、11月に行われました、尾鷲市では初めての試みである子ども議会にも参加させていただきました。子供たちの緊張しながらも堂々とした姿勢で質問

をしていく姿は、すごくよい刺激を受けました。こういう機会を1年に1回と言わず、どんどん入れていき、市政に興味を持ってくれる次世代をつかってほしいと思います。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問に入らせていただきます。よろしくお願いします。

美しい山と海に囲まれた尾鷲市ですが、いざ海岸へ行ってみると、たくさんのごみが落ちております。小さいものから大きなもの、いろんなサイズのごみが落ちております。中でも多いのが、ペットボトルなどのプラスチックごみです。

現在、海洋では、プラスチックを含む多くのごみが環境に影響を与え、生態系を壊し始めており、深刻な問題となっております。プラスチックごみは、ビニール袋や容器、家庭用品、釣り具など、私たちが身近に利用しているあらゆるものから発生しており、それらはポイ捨てや不適切な処理をされたり、風や雨などにより海に流れ着きます。このような問題は世界中の課題となっており、プラスチックを使った製品の販売禁止や無料提供の禁止などの様々な取組が行われておりますが、いまだに世界中で毎年800万トンのプラスチックごみが流出していると言われております。

また、プラスチックごみが劣化や時間がたつことで小さくなり5ミリ以下になったものをマイクロプラスチックといますが、マイクロプラスチックは、一度海洋生物が食べてしまったら取ることは難しいため、食物連鎖への影響も発生いたします。プラスチックごみは、海という大切な環境を壊すだけでなく、海洋生物の生態系にも影響を与えてしまいます。ほかにも、景観の悪化や尾鷲の名物の魚やそれを食べる私たちにも影響が出てくる可能性があります。

11月30日にPTA体育大会がありました。尾鷲市の黒の浜での開催で、私は子供と一緒に参加させていただきました。そこでは、まず、スポGOMIという黒の浜に落ちているごみを分別しながら集め、その集めたごみの量を競うという種目でしたが、その日は風が強く寒い日だったのですが、たくさんの方々が参加してくださり、子供たちも元気よくごみを集めてくださいました。大きな発泡スチロールからタイヤ、炊飯器など、大きなごみから小さなごみとたくさんのごみを楽しみながら集めることができました。こういう形でのごみ拾いは楽しくできるので、これからも積極的に開催していただきたいところです。

そこでお尋ねします。

尾鷲の食には欠かせない魚ですが、その漁場となる海のごみの問題についての

お考えを教えてください。そして、海のごみに対する尾鷲市での取組は、現在どんな取組をされているか教えていただきたいです。

次に、尾鷲市の自然や文化を生かした教育方法についてです。

尾鷲市のSNSで、ふるさと教育と題して、尾鷲の各地域の小学生や中学生に海や山での自然を使った課外授業の内容を拝見させていただいております。

尾鷲市の第1次産業を盛り込んだ授業内容は、子供たちの感性を伸ばし、自然や生物、文化を通して心豊かに成長していってくれると考えます。

ふるさと教育について、どのような目的で行われているのか、市長のお考えを教えてください。

そして、最後になりますが、高齢者の認知症対策についてです。

人口減少・少子高齢化がこれからも進むと考えられております。高齢者のひとり暮らしや夫婦2人世帯はこの先も増加すると見られ、その高齢者の暮らしを支える地域の担い手不足が深刻化している現状です。中でも、認知症に関する課題も増えてきております。ひとり暮らしの高齢者が増加している現在、さらなる見守り活動が必要と感じます。

認知症の有病率は、年齢とともに急峻に高まることが知られております。現在、65歳以上の約16%が認知症であると推計されており、80歳代後半であれば、男性の35%、女性の44%が認知症であることが明らかにされております。日本は世界一の長寿国ですが、認知症と共に生きる高齢者の人口は今後も増加し、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるものと予測されております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

尾鷲市として、高齢者世帯への見守り対策や認知症対策を教えてください。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村文子議員の御質問にお答えいたしたいと思いません。

その前にまず、今回、中村議員には、今、社会問題となっている数々の課題、これに対して真正面から取り組んでいただいているそのお姿は、お互い市政に携わる身として、私自身心強く思っております。

それでは、順次、お答えさせていただきたいと思えます。

一つ目の海洋ごみ対策についてであります。

ペットボトルなど、使い勝手のよいプラスチックは、私たちの生活のあらゆるところで使われております。

しかし、便利な一方で、プラスチックによって様々な問題が起こっています。

本市におきましても、各漁港や海岸に釣り糸や食品の容器、ペットボトルなどのプラスチックごみが打ち上げられております。

海ごみに対するごみ捨てる意識を高める取組の一つに、従来のごみ拾いにスポーツのエッセンスを加えたスポGOMIという取組があり、先月30日、中村議員も参加していただきました尾鷲市PTA連合会の体育大会が向井黒の浜で開催されました。市内の小中学生の保護者や教員、児童・生徒75名が楽しく体を動かしながら海岸のごみを拾い集め、種類や量でポイントを競いました。スポGOMIは社会貢献だけでなく、環境美化意識を高めながら楽しくできますので、これからも積極的に取り入れていきたいと考えております。

海のごみに対する本市の取組ですが、尾鷲港では、毎年、港まつりの前に、実は私が会長を務めております尾鷲港運営協議会が港湾の一斉清掃を実施しており、私も毎年参加いたしております。

また、尾鷲港と三木里海岸では、台風などの影響により打ち上げられた漂着物については、県の事業を活用し、本市が尾鷲港運営協議会と三木里区へそれぞれ清掃業務を委託するなど、港湾及び海岸の環境維持に努めております。

また、中学生が春の遠足でふるさと海岸の清掃活動をしていただいたり、個人や民間企業、スポーツ少年団などが環境月間行事などで海岸や岸壁などを清掃していただき、地域の環境美化活動に取り組んでいただいております。

本市では、これらの活動に対し、美化活動用袋を配付して収集されたごみの回収を、環境課を中心に職員が行っております。

こうした市民や団体、企業の活動がごみをなくす一つの方法であり、海に流れていく前の活動だと考えております。今後も活動を推進していく施策を工夫しながら、ごみの減量に向けて努力していきたい、このように考えております。

次に、ふるさと教育についてであります。

ふるさと教育は、尾鷲に誇りを持ち、愛することのできる人材、次代を担うお任せ人を育てることを目的とした教育活動であります。その内容は、尾鷲の地域資源である自然や景観、歴史、伝統文化、さらには地場産業に触れ、実際に体感しながら学ぶというもので、子どもたちの地域への愛着が深まるだけでなく、多様な価値観を理解し尊重する中で、自尊感情が育まれます。また、キャリア教育

の推進や地域社会とのつながりを築くことにもつながり、多岐にわたる効果が期待されます。こうした取組は、本市の教育において非常に重要であることから、尾鷲に生まれ・尾鷲で育つ子供たち全てに、この事業が平等に受けられるよう、拡大発展させてまいります。

具体的な事業内容などにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

次に、高齢者の見守り対策や認知症対策についてであります。

まず、本市では、令和6年4月1日現在、ひとり暮らしの高齢者世帯が2,289世帯で、これは全8,809世帯のうち、26%を占めております。全国割合の16%を大幅に上回っている状況でございます。

今後も増加が見込まれる、身近に頼る方のいないひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が地域から孤立することがないように、見守りの必要性はますます高まるものと認識しております。

このような状況の中で、本市では、高齢者の状況に応じた多様な方法で見守りを実施いたしております。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした緊急通報装置により、緊急連絡先に連絡を行う「緊急通報装置貸与事業」や、食事の提供を行うとともに安否確認を行う「食の自立支援事業」、認知症高齢者の徘徊などに対処するため、あらかじめ登録のある高齢者が行方不明になった際に、様々な機関などで情報を共有し、検索を行う「高齢者SOSネットワーク事業」、また、これらのほかにも、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の皆様が戸別訪問し、緊急時の連絡先などが記載された「緊急連絡カード」を作成し、安否確認や必要な支援の把握などを行っております。さらに、民間事業者が戸別訪問等の日常業務の中で、高齢者への声かけや安否確認を基本とした見守りや、緊急時に市などへ通報を行うといった高齢者等の見守り協定についても、本年10月末時点で、8事業所と締結しております。

このように、地域の力で支え、早期に異変に気づき、命を守る仕組みである見守りは、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤となる重要な活動であり、今後も地域ぐるみで見守りができる体制を築き、高齢者を孤立させることなく、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる包括的な取組を進めてまいります。

次に、認知症対策につきましては、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっております。

このような中、本市におきましては、認知症を予防し、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりを推進しております。本市として、健康相談や各種検診などを通して、生活習慣病の予防、運動不足の改善などの支援、そして社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域での交流促進や身体活動を目的とした各種教室等の通いの場の創出に取り組んでおります。

また、認知症の方が地域の理解や協力の下、安心して暮らすためには、認知症の正しい知識の普及啓発が重要となってまいります。このため、認知症の方やその家族を温かく見守り応援するボランティア「認知症サポーター養成講座」の開催や市民ボランティアが運営しております認知症カフェ「こもればカフェ」は、認知症の方やその家族と地域住民が交流しお互いを理解し合う居場所となっており、さらに看護師等の専門職との相談の場として、地域で継続して開催できるよう支援しております。さらに認知症の方及び家族への初期支援を包括的に行うため、認知症専門医を含む医療・福祉等の専門職で構成した認知症初期集中支援チームを設置しており、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながるための支援を行っております。

私が思いまするに、高齢者の見守り対策や認知症対策については、かなり進んだ取組を行っている認識しております。今後も市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、これら施策をより推進してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、ふるさと教育の取組状況についてお答えいたします。

ふるさと教育は、市長の答弁のとおり、地域を学ぶことを通じて、自尊感情の醸成をはじめ、様々な効果が得られる大変意義深い事業です。

現在、各学校では、それぞれの地域特性を生かし、多様な取組を実施しております。具体的には、尾鷲小学校では水産加工や木材加工の工場見学、干物づくりなどを通じて地域の産業に触れる学びを提供しております。また、宮之上小学校では天満地区の甘夏ミカンの収穫、矢浜小学校では月見踊りを通じた地域交流、向井小学校では地域の方と締め縄作りや賀田小学校では農業体験や枳餅作りなど、子どもたちが地域と関わりながら多様な経験を積んでおります。

さらに、海育、山育、川育として展開しているおわせ育では、ストラックラインや矢ノ川や九鬼町のみんなの森を活用した体験活動を実施し、本市ならではの貴重な学びの場を提供しております。これらの事業の実現には、地域の皆様をはじめ、地元の企業やコミュニティースクールの皆様の多大なる御協力をいただいております。この場をお借りして、改めて深く感謝を申し上げます。

中学校におきましても、ふるさと教育と併せて、キャリア教育の一環として、地域事業者の皆様の御協力の下、職場体験を実施しております。また、輪内中学校では三重大学体感ツアーを実施し、将来の具体的な目標形成を支援しております。大学が地域内にない本市にとって、こうした取組は貴重な機会となっております。そのほか、本市の活性化に欠くことができない地域資源である尾鷲節の歴史や文化を学ぶ活動、防災教育、平和教育なども推進しており、本市教育大綱の基本理念である「未来を拓き、次代の尾鷲を担う人材の育成」のため、今後もふるさと教育などを実践してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） まず、海洋ごみの対策についてなんですけれども、みえ海ごみ教育プログラムというのがありまして、それでは、海の現状について小学生を対象に授業を行って、自分たちの世代に豊かな海を残すために考えるきっかけとする取組を2022年の11月8日に宮之上小学校で実施されております。

授業では、私たちの生活においてどれだけ海が密着した存在であるか、その海で今どんなことが起きているかを動画とワークシートを使っての出前授業だったそうです。実際に海に流れ着いたごみなどを見せて、陸をはじめとした様々なところからごみが海に流れ着いていることを実感してもらったとありますが、このような授業は、尾鷲市の小学校、中学校でこれからも実施する予定はありますでしょうか。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、私から、令和4年度に宮之上小学校6年生が実施しました環境保全授業についてお答えいたします。

この授業は、総合的な学習の時間において、持続可能な開発目標であるSDGsについて学んだことがきっかけとなり、外部講師を招いて実施されたものです。授業では、本市の政策調整課が第7次総合計画について説明したほか、水産農林課による林業体験や食育に関する取組が紹介されました。

議員御質問のみえ海ごみ教育プログラムは、日本財団のプログラムを活用し、海ごみ問題をテーマにSDGsを考える授業が実施されたものです。このことで児童たちは、プラスチック容器やストロー、ポリ袋などをできるだけ使用しない取組など、自分たちが日常生活の中でできるSDGsへの具体的なアクションについて学ぶ機会を得ることができました。

また、各学校では、キャリア教育や防災教育と並行して、環境教育にも積極的に取り組んでおります。具体的には、世界環境デーや学校環境デーに合わせた活動を実施し、児童・生徒が自ら主体的に取り組めるリサイクル運動などを通じて環境保全の意識を育てています。これらの授業を実施した総合的な学習の時間は、子どもたちが横断的・総合的な視点で課題を解決する力を養い、自らの生き方を考えるための資質や能力を育むことを目的とした重要な時間となっております。本市では、この時間を活用して、ふるさと教育をはじめとした多様な取組を展開しております。

御提案の他校への広がりに関しましては、各校で実施されている学習内容は、その時々々の社会状況や地域性に応じて変化してまいります。環境保全授業についても、今後の学習内容の一つとして検討しながら、必要に応じて取り入れていけるように協議いたしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） やっぱり子どもたちからごみに対する環境の保全ということ意識づけていっていただきたいので、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

2022年10月から11月にかけて、尾鷲市、伊勢市、志摩市とが連携してのごみ拾い大会が実施されたとありました。いずれの会でも、地元の人たちを中心とした参加がありまして、地元の海をきれいにしようという機運が高まったと拝見させていただきました。

その中で、志摩市で1万6,000世帯にオリジナルのバイオマスごみ袋を配布されたとあったんですが、そのときにバイオマスに関するリーフレットを入れてアンケートに答えてもらうということもされたようで、海洋環境やバイオマスということに関して、意識の変化の調査をしているみたいなんですけれども、尾鷲市としても、このような取組というのは可能なのでしょうか。

議長（南靖久議員） 環境課長。

環境課長（平山始君） それでは、お答えいたします。

まず、ごみ拾い大会の取組ですとか、バイオマス袋の配布について、概要のほうを先に説明させていただきますと、日本財団が推進しております海洋ごみ対策事業の海と「日本プロジェクトCHANGE FOR THE BLUE」という事業がございます。それと連携した取組としまして、先ほど市長が申し上げたとおり、今までの社会奉仕活動を競技へと変化させた日本発祥の新しいスポーツであるスポGOMI大会というものを、こちらのほうは、令和4年には海と日本プロジェクトin三重実行委員会の主催で、伊勢市、それと志摩市、あと尾鷲市では、三木里海水浴場でスポGOMI大会in尾鷲が開催されまして、当時14組42名が参加して、ビーチのごみ拾いに汗を流していただいたという事業でございました。当時参加していただいた小学生の皆様は、「みんなでごみを拾うことは楽しかったけど、海に多くのごみが落ちていることに驚いた」というような感想を述べられたと伺っております。環境美化とスポーツを融合させて楽しみながら社会貢献活動ができるということで、大変有意義なイベントだったと考えております。

それと、バイオマス袋を配布されるという事業でございますけれども、こちらも同じ事業を活用されまして、志摩市のほうで令和4年度に実施されております。こちらはバイオマスごみ袋の配布と、あとバイオマスのアンケート調査の実施、あとは海洋問題の啓発につきましては、先ほど申し上げました海と日本プロジェクトin三重実行委員会が日本財団の事業を活用しまして、実証実験として実施された事業であると伺っております。

内容といたしましては、三重実行委員会さんが、志摩市の指定のオリジナルバイオマス袋のほうと、あとバイオマスのリーフレットを作成されまして、あと志摩市さんがアンケートと併せて市民に配布して、そのときに、実際に作られたバイオマスごみ袋の使用に関しての、実際に使用してもらって、アンケートを市民の方に求めたという事業。あと、趣旨といたしましては、燃やさざるを得ないごみ袋について、その素材の一部をバイオマスプラスチック等で代替する方法を周知していくこと。あと、ごみ袋のほうに海洋プラスチック問題の印字を行って、海洋環境問題を考えるきっかけをつくるということを狙いとしたというふうに伺っております。

これらの取組につきましても、議員の提案されたように、志摩市におけるこのバイオマスごみ袋の取組について、今後の参考にしていきたいということを考え

ております。特に今、現在、環境課では、ごみ周知に関する周知を、市広報ですとか、SNSでやっておるんですけれども、今後は海洋環境問題ですとか、バイオマスに関する問題も発信していけたらなというふうに考えております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 確かに尾鷲市のSNS、LINEなんですけれども、ごみのLINEを、ごみの収集とか処理の仕方のLINEをいただいたことがありますので、それは確かに私たちの知識となります。LINEとかですと、やっぱり逐一チェックするので、すごく便利で意識づけにもなると思いますので、これからもぜひぜひ周知づけとして頑張っていっていただきたいなと思うんですけれども、やはりプラスチックってなると、例えばペットボトルなんですけれども、リサイクルができるという材質というのは、皆様、御承知のとおりだと思うんですけれども、尾鷲市におけるプラスチックの3Rというのがあるんですけど、リデュース・リユース・リサイクルという言葉があります。これの処理の現状を教えてくださいたいです。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、本市におけるポイ捨て防止とか、ごみ減量を促進するための議員おっしゃっています3R、この市民への周知についてお答えしたいと思っております。

まず、先ほども御指摘ございましたように、この3Rの市民への周知をするための前提といたしまして、私は本市のごみ減量化施策、これについて、推進しなさいという指令を出しております。それについて、まずお答えしたいと思います。

循環型社会の構築を推進し、特にごみの発生抑制として、尾鷲市では、平成25年度から、指定ごみ袋制度を導入しました。そして、この指定ごみ袋制度を導入以降、本市の収集する可燃ごみ量につきましては、当初は20%以上削減し、ずっと継続して維持してきました。これに対する市民の皆様の御協力に対して、大変感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、新型コロナの影響によりまして、巣籠もり需要、これが拡大し、1人当たりのごみ量が増加傾向にあったことから、私から環境課のほうに、要するに環境課のミッションとして、3Rを踏まえた、要するにごみ減量の推進を指示して、現在取り組ませております。

その中で、具体的に申しますと、もう数値的な話なんですね。具体的にはもう

一度指定ごみ袋制度初年度のようなごみの出し方について、エリアワンセグや尾鷲市公式LINEを活用しての周知やあるいは婦人会、あるいは小学校とか、あるいは放課後児童クラブなど、ここに出向いて、まずは出前講座を実施しなさいと。結果、そういう取組でもって、昨年度、令和5年度は、令和4年度に比べて5.6%、ごみ量を減少させた。それで終わりじゃないんですね。では、ごみの減量に対して本年度はどうなっているのかという。11月末までのデータを報告してきました。11月末では、昨年度に比べ、要するに令和5年度に比べて5%以上の削減となっております。このごみの減量化に対する市民の皆様の意識が非常に高まったんじゃないかなと。議員がおっしゃっていますように、公式LINEでもう嫌というほどしょっちゅう出しています。私もしょっちゅう見えています。それでもってやっぱり意識がやっぱり高まってくると思いますので、議員の御指摘のとおり、それは継続して、もっともっと活発にやっていきたいと思っております。

一方、再利用の観点からしまして、家庭で不要となった家具など、リサイクル可能なものをクリンクルセンターの2階で展示しまして、希望者に提供しております。

なお、このポイ捨てやごみ出しにおける違反ごみなど、特にモラルが守られていない場所につきましては、啓発看板等による対応とか、監視パトロール、これを強化しながら、引き続き啓発活動を行ってまいりたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 皆様に意識づけというのを本当に頑張っていたきたい、そう思います。

プラスチックという素材が軽くて丈夫でありますので、加工もしやすく大変便利な素材になっております。社会的にプラスチック製品が大量に使われておりますが、プラスチック製品というのは便利で、私たちの生活には欠かせない素材となっております。ごみとしてポイ捨てや海や川に廃棄されるというのが、最も悪くて根本的な問題だと思っております。ポイ捨ての根絶は難しく、河川や道路とかには結構ごみが捨てられておるのを拝見しますが、自然界に半永久的に残ってしまうプラスチックごみ問題を解決するために、少しでもプラスチック製品の使用を減らしていかなければならないと思うんですけれども、自治体とか、市民、企業との連携というのは必須だと思います。

まず、そのポイ捨て防止やごみ減量を促進したいというふうに考えるんですけども、尾鷲市公式のLINEのほかに、3Rの市民への周知というのは、何か方法がもしあれば教えていただきたいのと、それに加えて、ポイ捨て禁止の啓発活動など、プラスチックごみの削減の今後の取組について、市の御見解をお伺いいたします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えしたいと思います。

このプラスチック等の、御指摘のように、リデュース・リユース・リサイクル、いわゆるこの3Rの処理の現状、どういうふうに行っているのか、それについてお答えしたいと思います。

議員おっしゃっていますように、近年プラスチックごみの諸外国の輸出規制が大変厳しくなってきた。そういうことで、日本国内で使ったものを再利用するリサイクルの考え方、この考え方の浸透というものが求められております。その中でも、リサイクルにおいて注目されているキーワードというのは3R、こう呼ばれているものでございます。

本市では、まず、市民の皆さんに配布しておりますごみ減量のための分別ガイドブック、この初めのページに3Rについて明記しており、市民の皆様の御協力の下、実行しております。

そして、本市のごみ分別収集というのは、実を言いますと、平成12年度から始まっておりまして、缶、瓶、紙類、その他複合製品、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトルの分別にスタートしました。さらに平成25年度には、資源プラスチック類の分別収集をアップグレードしまして、これまで燃やすごみとして出されていた容器包装など、プラスチック類を資源プラスチック類として回収することで、ごみの減量と固形燃料などの再資源化に取り組んでおります。

令和4年度には、国のほうから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法が施行されたというようなことで、これは日本国内で扱われているプラスチック製品の設計・製造・使用・再利用といった全プロセスで資源が無駄にならず循環する状態を目指すための法律でございまして、本市におきましても、昨年度から取り組んでおり、回収した資源プラスチック類は、プラスチックパレットとして再商品化しております。

今後におきましても、3Rの推進に加え、プラスチックの資源循環をより一層推進することで、持続可能な循環型社会の形成を目指してまいりたいと思っております。

ります。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） プラスチックごみのリサイクルはもう本当に大事だと思うんですけども、カーボンニュートラル、今尾鷲市が推進している事業だと思うんですけども、こちらと1次産業の付加価値づくりを目指すのであれば、まずは環境がよくなければいけないというふうに考えます。藻場の再生や海藻養殖、こちらの生物多様性の回復を目指して、その環境整備として、海ごみをなくす・減らす活動の推進もしなければいけないというふうに考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本市に環境基本計画というものがございましてですけども、その重点施策の中に、藻場、磯の保全と回復に努めるという、これに取り組んでいるわけなんですけども、現在は水産農林課を中心にしながら、ガンガゼ、この除去など、藻場再生に努めております。

カーボンニュートラルと1次産業の付加価値づくりの環境整備としては、海ごみを減らす、要するに海に流れるごみをせき止める活動を行うことだと考えており、先ほど申し上げましたように、清掃活動への支援、あるいは市民への3Rの周知、ポイ捨て禁止などの啓発、監視パトロールも含めて、引き続き強化していきたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） これからもごみを減らす活動、そして海の景観を守る活動というのを積極的に頑張っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、尾鷲の自然を生かした教育方法についてということなんですけども、ちょっと自然から離れちゃうと思うんですけども、尾鷲独自の教育方法ということに関しまして、輪内中学校での英語のスピーチの発表会、私も拝見させていただきました。本当に大変感銘を受けました。中学生があんなに英語をしゃべれるなんてすばらしいと思いました。この英語というのはこれからの時代、必要不可欠な言語であり、備えておけば、子供たちの糧になって、将来に対する自信にもつながると思う、すごく本当にもう言葉にならないぐらいびっくりしました。

輪内中学校で受けられている英語教育に特化された授業とか、尾鷲独自の授業など、これからの市の取組を教えてくださいたいです。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、輪内地区における英語教育の取組についてお答えします。

輪内地域では、英語教育に力を入れており、児童・生徒が楽しく英語を学べる環境が整備されております。授業においては、児童・生徒が友達とのコミュニケーションを楽しみながら学べるよう、英会話体操やアクティビティーを取り入れたり、ペアワークを重視した指導方法を採用したり、それから、正しい発音の習得を目指したフォニックスを導入し、英語学習の基礎力をしっかりと養う工夫をしております。これらの取組により、児童・生徒が楽しく英語を学ぶ環境が整備され、確かな学びの成果が得られるよう努めております。

また、小中学校間の連携も積極的に進めております。中学校の英語教員が小学校に出向いて専門的な指導を行い、小学生に高度な学びの機会を提供しております。さらに、小中の児童・生徒と一緒に学ぶ合同授業も実施しております。学年を超えた交流を通じて、英語学習への意欲を高めております。

中学校では、台湾・高雄市の興達（シンダー）小学校との語学交流を実施しており、実践的な英語コミュニケーション力を育成する取組も行っております。

これらの取組の結果、児童・生徒の英語に対する意欲が向上し、楽しみながら学ぶ姿が見られるようになってきました。具体的な成果として、輪内中学校の生徒が全日本中学校英語弁論大会に出場するなど、高い英語力を持つ生徒も輩出しております。

今後についてですが、これまでの取組をさらに発展させ、保育園、小学校、中学校の連携を深めた保小中連携も推進し、また、台湾との交流を継続するとともに、ALTや地域の人材を積極的に活用し、子供たちが英語に触れる機会をさらに増やしてまいります。これにより、英語学習を通じて子供たちが自信を持ち、グローバルな視野を育むことを目指していきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） これからの子供たちのグローバルな社会への自信に向けて、子供たち自身が本当に私たちから見ても成長している、すごい変わっているというふうなのが見て分かるというのは本当に素晴らしいことだと思うので、こういう授業はもうぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

尾鷲市以外の学生さんを尾鷲に社会見学とか、体験授業的な感じで呼び込むということは可能でしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） その前に、まず、このふるさと教育、これについてはもうよく報道取材があって、いろいろ新聞記事などに掲載していただいているんですけども、まず、やっぱりほかの学校の人たちを呼ぶ前には、やはり誰かがきちんと取材とかをしていただいで報道していただく。もうこれの効果というのは非常に大きいんです。でも、今日も3社ほど、新聞記者さんがお見えになっているんですけども、要はこのパブリシティー、記事をきちんと、要するに新聞記事をパブリシティーとして掲載していただくというのは非常に大きな効果を示しているんです。そこがまず第一に、前提条件として、私は、どんどんどんパブリシティーで、尾鷲市が取り組んでいるこのふるさと教育というものについて情報発信を、新聞記者さん、あるいは報道関係のほうからどんどんどんやっていたきたいと。もちろん我々としても、SNSなどを通じまして情報発信をしていきたいと。

特にそういう状況が続いている中、保護者をはじめとする地域内外の多くの方からも高い評価をいただいていることは事実なんですね。私自身もこれまで進めてきたふるさと教育、あるいはキャリア教育、おわせ育、こういったことをさらに発展させ、要は尾鷲ならではの特化した、私、とんがり帽子って言っているんですけど、尾鷲ならではの特色ある教育をさらに構築していきたい、このように考えているわけなんです。

先ほどおっしゃっています、議員が御質問のふるさと教育については、他地域への学校へ広げることにつきましては、現在、本市で実施しているふるさと教育は、本市独自の学校学習カリキュラムの一環として取り組んでおり、実施内容や学級規模、実施時期などを調整し、より充実した形でカリキュラムを詳細につくり込んでいるわけなんです。そういった中で、他地域の小学校などが体験活動として、このふるさと教育を活用するには、受入れ地域や事業者との連携、実施時期、規模などの調整をはじめ、集客交流コンテンツとしてのつくり込みというのが必要不可欠ですけど、その前に、先ほど申しましたように、いかにしてパブリシティーで尾鷲のよさをPRしていくか、これ、非常に重要な話だと思います。

あと、コロナ禍の際に移動制限のあったときには、県内の学校から本地域へ体験学習を行う例がありましたんですけども、感染症法上の位置づけが見直されたとき、地域外からの学校訪問というのは少なくなっている、こういう状況になっております。

一方で、文部科学省が体験学習の重要性ということを説いております。子供たちの豊かな人間性や社会性を育むために必要な取組であるとしております。ですから、本市のように、海、山、川が、徒歩や自転車で行き来できる距離感にあり、自然の中で遊びながら身体知、これを得るには絶好の立地であります。

そういった意味からも、この本市の地の利、自然の魅力を生かした教育プログラムとして、実を言うと、これ、平成30年度から取り入れているんですけど、市内の有限会社ドーモと共に山育、川育、海育の自然体験学習を開始しております。本年度には、今度はレゴ体験とか、あるいは防災キャンプとか、こういったもの、プログラムを追加して、生きる力や自己肯定感、危機管理能力の向上を図るおわせ育としてさらに進化させております。

こうした状況を踏まえまして、本市のふるさと教育が、教育的コンテンツとして、また、集客交流や交流人口の増加を図るためのコンテンツとして活用できるよう、庁内の関係各課が連携しながら協議を進めているところでございます。

ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） まずは周知していただく、PRというのが大事というのがよく分かりました。

1人でも多くの方々に尾鷲はこんなすばらしい場所なんだということを知っていただくきっかけづくりというのが、本当に土台になるのかなというふうに考えます。なので、その教育方法というのも、自然を生かした教育というのは、子どもたちの五感を刺激して集中力の向上も図れる、精神の安定にもつながるといふように言われておりますが、新鮮で印象深い体験によって、自己の長所とか、能力を発見することができまして、心身をリフレッシュさせて、健康、体力の維持増進にも役立つとなっております。地域の自然環境やその歴史・文化を尊重して守っていく行動につながるということは、これからの子どもたちにも必要なことであると思っておりますので、この教育方法につきましては、執行部の皆様に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次なんですけれども、ひとり暮らしの高齢者見守り対策についてなんですけど、認知症という、病気というのは何でもそうなんですけれども、早期発見というのが大事だということで、私が調べた資料では、頭健康チェックというのがあるみたいなんですけれども、こちらの導入とか、あと、高齢者の方でも生きがい、楽しみを持って老後を過ごせる取組などがありましたら、市長の御見解を教えてください。

いただければなと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 認知症の早期発見のための頭部の健康チェック、これにつきましては、まず、認知機能の低下は、初期の場合については、本人や家族も気づきにくくなっております。また、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が多いこの本市、さつき申し上げた数字でございます。そういった場合に、遠方に住む家族はさらに気づきにくいと。そういうことから、相談や受診が遅れてしまうことが非常に多いというところで、認知機能のチェックは、初期症状に気づくきっかけには効果的であると私は思っております。

そこで、本人のみでなく、やはり何といても家族や身近な人が症状に気づき、早期相談、早期受診につなげるためには、地域全体での理解が重要であると考えています。要は隣近所のコミュニティ、これはやっぱり常日頃から保つという。昨日の仲議員の御質問の中にもあると思います。やはりみんなでやっぱり地域ぐるみというのも、本当に大きな地域ぐるみじゃない、小さな近所、向こう隣、そういう感じの中でコミュニティは絶対必要であるという考え方を持っています。そのため、今年度中に認知症の説明や認知機能のチェックポイント、相談機関、認知症専門医等を掲載したパンフレット、これを、全家庭に配布し活用していただくことで、本人だけでなく、地域全体で見守り、気づき、早期支援、早期治療を目指しております。

以上、こういう形で御回答を申し上げます。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 市長の壇上での答弁の中にもありましたが、認知症サポーター養成講座というのがありまして、その講座を受講して認知症サポーターが増えたら、認知症に対する意識や知識が増えて、認知症に対する理解が得られやすいようになると私も思います。

その認知症サポーター養成講座は、今年度は何回開催されていますでしょうか。今後の予定も含めて教えてください。それと、加えて、受講された市全体の延べ人数も併せてお願いします。

議長（南靖久議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、御説明いたします。

本年度は民間事業所を対象に、これまで2回実施しており、40名が受講しております。さらに、本年度中に一般市民の方も対象とした家族介護講座として、

あと2回、実施する予定となっております。また、平成30年度より、この養成講座を実施しており、地域住民、小学生、中学生、高校生、また、民間事業所等、累計で2,975名が受講しております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） これからもこの認知症サポーター養成講座というのを受けていただきまして、サポーターさんが増えれば、認知症の方々でも住みやすいまちづくりというのができると思います。

今現在、認知症でなくても、生活習慣の見直しで予防が図れるとも言われております。認知症を治す薬というのがなくて、進行を遅らせる治療しかできないというのが今の治療になるんですけれども、認知症を発症させてからではやっぱり遅いので、男女問わず、市民の方々が気軽に参加できるような取組や予防策、周りのいろんな方たちとのコミュニケーションを取って楽しめるような活動予定とかはありますでしょうか。

議長（南靖久議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 御説明いたします。

先ほど市長も申し上げたとおり、生活習慣病の予防や運動不足の改善、または、社会参加による社会的孤立の解消などが認知症予防につながる可能性が示唆されており、高齢者が計画に気軽に参加できる通いの場の創出が重要となっております。

本市におきましては、生活習慣病予防として、健診結果を生かし自分の健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組むことで、糖尿病や高血圧等の生活習慣病を予防する取組を進めています。そのため、成人期から高齢期までを対象とした各種健診及びウオーキング等の健康教室や各地区を巡回した健康相談を実施し、運動や食生活等の改善を推進しております。

さらに、地域における高齢者の交流促進や運動などに気軽に参加していただけるよう、介護事業所及び地区コミュニティーセンター等と連携し、多種多様な内容となるよう、健康体操やスクエアステップ、ヨガ、フラダンス教室等を実施しており、昨年度は、中央公民館や地区コミュニティーセンターなどで、市内21か所において1,082回実施し、延べ8,074名の方の高齢者が参加していただいております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 大変たくさんの方々に参加してくれているということにちょっとびっくりしました。これからも、高齢者の方でも気軽に参加できるということがチェックポイントというか、大事なところなのかなというふうに思います。気兼ねなく参加できれば、やっぱり分からないところで予防ができるというのが一番いい形の予防になると思いますので、1人でも多くの高齢者の方たちが楽しく毎日を過ごせるようなまちづくりを課題として、今後も邁進していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は11時20分からいたします。

〔休憩 午前11時08分〕

〔再開 午前11時19分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） では、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

町の高齢化が進み、様々な活動において担い手が不足しています。尾鷲市に限ったことではなく、大都市でも同じような課題が持たれています。特に、人のつながりとして大きな役割を持っていた自治会の消滅は、大きな問題であると考えます。自治の大きな役割に、災害時の活動があり、その機能を維持するために、平時のつながりが求められてきました。

尾鷲市の人口は、昭和60年に3万人を切り、その後、減少の一途をたどっております。ピーク時、126団体あった自治会は、現在、その半分以下になっています。現在も活発に活動をしている自治会もありますが、会員の高齢化で、その持続性も危ういと聞く団体が増えています。

一方、学齢期の子供たちが減り、子供を介して地区のコミュニケーションを保っていた子ども会が激減し、現在では2団体になっているとのことで驚いております。人が健康的な生活を営むために必要なことの一つに、地域とのつながりや社会参加などが大きな要素となっております。先ほど同僚議員の質問の中で、たくさんありました介護予防なども、社会参加の一つ、社会コミュニケーションの大切さを言われていたと思います。一度消滅した組織を復活させることは、並大

抵のことではないと理解します。

今定例会で議案となっている立地適正化計画の目的の一つに、コンパクトシティをつくり、まちの機能を集約させることが挙げられていますが、以前の委員会の説明で述べられているように、尾鷲市の市街地は既にコンパクトシティの状態になっています。ただし、以前から市民の移動手段は車が中心で、ほとんどが傾斜のある道路であることから、高齢者にとって、自転車さえ負担のかかることになります。この先、さらに高齢化が進み、車の利用が困難になると、集約された場所への移動がおっくうになり、社会的活動への参加から遠のいてしまいます。

センター管内より、人口の多い市街地のほうが、近隣とのつながりが希薄になっていることを感じています。これからの課題として、移動手段をどう充実させるのか。もしくは徒歩圏内での居場所を充実させ、居場所を確保させるのかを考えたいと思います。

公共交通の充実に関しましては、ふれあいバスの事業開始から10年以上が経過しましたが、いまだ定時、定路線の枠を出ておらず、市街地での満足度は決して高いものではありません。ここから一足飛びの効果的な事業はなかなか望めないのかと思います。

そこで、今回の質問は、移動手段に困る住民がコミュニケーションを取るのに、利用頻度の少ない公共施設をもっと有効に使えないか。市長の考え方をお聞きしたいと思います。

最近、自治会が解散した市民の方と話をしたところ、活動しようにも場所がなくなつたと聞きました。自治会の活動の拠点となっているのが地区集会所であり、その運営管理は、利用する自治会が担っていて、自治会がなくなると集会所が閉鎖されてしまうことになります。現在、地区集会所の位置づけで中心市街地にある公共施設は10か所、そのうち3か所が閉鎖になっています。水道電気が止められることで、自治会の用途以外の使用もかなわなくなります。ほとんどの施設が、建設から30年前後で、公共施設個別計画の木造建築の耐用年数50年とする期間まで20年近く残されていて、耐震基準もクリアされています。移動手段が徒歩で済む近場に地域のつながりを持てる場所として、新たなものを持たなくても、今あるものを有効に使うことを進めてほしいと考えます。

集会所が造られた平成の初めに120以上の団体数があった自治会が半分以下になっている今、自治会基準で管理運営することが果たしてそれでよいのか。もっと有効に使う手だてを考えることが必要ではないのか。せめて閉鎖されている

施設に関して、早期の開放が望まれるので、市長の前向きなお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 濱中議員の御質問にお答えする前に、まず、今回のこの議員の御質問のテーマ、私は、地域コミュニティをどう高めていくのか、そのために市民の居場所づくりをどう進めていくのか、もう1年以上お互いに議論してきた問題です。今日は存分にこの件については意見を闘わせていきたいと思っております。まず、冒頭に、このことを申し上げさせていただきたいと思っております。それでは、御質問にお答えいたします。

本市の地区集会所につきましては、地区住民の文化及び福祉等の増進、並びに世代間交流を図ることを目的に、現在10か所の集会所を設置しており、自治会活動の維持・発展を目指し、自治会等からの要望を受け、地区集会所を設置してきたと。こういう経緯から、主に自治会や町内会の活動拠点として利活用されております。

また、地区集会所の管理運営を行っていく上で、受益者負担として光熱水費の負担を利用者が行うこととしており、現在主に集会所を御利用いただいている自治会や町内会、自主防災会が電気料金等の光熱水費を御負担いただき、施設の維持管理に御協力をいただいているところであります。

一方、近年、全国的な問題となっておりますが、人口減少や高齢化の進行、自治会役員の担い手不足などにより、議員の御指摘どおり、昭和52年に126団体あった自治会が、令和6年12月現在で51団体まで減少してきております。本市の地区集会所におきましても、自治会の解散の影響により、光熱水費の負担が困難である3か所の集会所につきましては、自治会と協議の上、現在休止となっている状況でございます。

議員がおっしゃられていますように、集会所の利活用に関しましては、もちろん現在も活発に自治会活動を展開していただいている自治会もありますが、高齢化が進行する中、自治会を中心とした集会所の利用用途にとどまらず、多くの市民の皆様や団体等が、集会所を利活用するための仕組みづくり、これを検討する必要が生じてきていると私は認識しております。

また、私といたしましても、人口減少対策に取り組む一方で、超高齢社会の中で、地域で自分らしく暮らし続けていただくためには、健康が重要な要素であり

ます。健康に長生きしていただく、いわゆる健康寿命を延伸していくための取組が非常に重要であると考えております。確かに日本人の平均寿命は、要するに100年とか、いろんな目標は立てられていると思います。現在では、日本人の平均寿命、男性では81.5歳、女性では86.9歳といったように、超長寿国であります。でも、これを健康寿命で捉えた場合に、男性は72.6歳、要するにこの差は8.9歳あるわけなんです。女性は75.5歳で11.4歳、この差がある。この差を私は不健康な期間であると認識しております。そのためにも、健康づくり教室の充実や運動習慣の定着を図り、高齢期を迎えても多くの方々が触れ合える機会を創出していくための居場所づくり、これを含めた仕組みを構築していかなければならないと私自身は感じております。

今後、関係各課連携の下、地区集会所という現在の枠組みを再度見直し、地域で子どもから高齢者まで、市民の皆様が健康で社会的活動に参画できる総合的な検討を行ってまいりたい、このように考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。冒頭から前向きな御答弁をいただいたと喜んでおります。

特に公共におきまして、物事を見直すとか、仕組みをつくり直す、新しくつくる。とても時間がかかったり、途中で頓挫したり、多く見てきました。まず、冒頭に申し上げたいことが一つ。随分と前のことなんですけれども、男女雇用機会均等法をつくるときに、当時の労働省の婦人局長でありました赤松良子氏、御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、彼女はこういう新しいものをつくり上げるときに、議論が伯仲して、途中で物事が止まってしまったり、白紙になったりすることを嫌うために、「できることからやりましょう」と声をかけたそうなんです。今回のことも、できることからいいので進めていく、その方向でお願いしたいと思います。

それでは、まず、個別にお伺いします。

今、この公共施設個別計画、それを持ち出しましたけれども、その中に、坂場集会所の防災の利用について、年次計画の最終年が今年となっております。この計画がどういう検討になったかをお答えいただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） この尾鷲市公共施設個別計画、現状では、令和5年の12月改

定のこの分でございます。

まず、この尾鷲市公共施設個別計画における坂場集会所、この位置づけにつきましては、自治会の解散に伴いまして、集会所を利用する自治会が存在しないことから、現在はこの自主防災会の活動拠点及びこの備蓄倉庫として利用されているというところでございます。ほかにも同様に梅ノ木谷集会所というのがあるんですけども、ここは延べ床面積が50平米未満なんです。この建物であるため、要はどこを探しても公共施設個別計画の中には対象外の施設となっておりますので、自治会の解散により、今は備蓄倉庫として利用されていると。

今後、この地区集会所の総合的な見直し、これは図らなきゃならないと僕は思っています。これを図るとともに、継続して、自主防災会の活動拠点や備蓄倉庫として利用するほか、ほかの活用方法があるのかどうか、そういうことも議論しながら、関係課連携の下で検討していきたい、このように考えております。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 検討年、今年6年度末までなので、またその頃には具体的なものが出てくるのかと理解をいたします。

それで、防災の備蓄を兼ねているとか、防災倉庫が備えられている集会所がほとんどなんですね。だけど、指定避難所としては指定されていないんですよ、どの集会所も。ほとんどの集会所が耐震基準をクリアしております。浸水想定区域からも外れているところがほとんどです。本来、自治活動が行われている集会所もありますから、そういったところの意向の調査も必要かとは思いますが、震災時に予告のできる台風や大雨に関しましては、距離が離れているところでも、車で前もって移動するとか、そういうことができますけれども、突然の地震なんかでは、自宅の近くにあるところに避難をしたい。特に、先ほどの質問にもありました独居の人たちが、人のいるところで安心したいというような声をよく聞きます。自分のコミュニティで被災するとも限りません。改めて地域住民の意向も聞き取って、集会所を避難所としての指定をすることができないのかどうか。指定をすることで、行政からの把握もしやすくなると思うんですけども、そういった辺りはどう考えられますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） これも要するに、条例で集会所のあれが決められています。避難所は避難所なんです。別個、要するに私の言っている縦社会の世界なんですよ。今ではこういう人口減少、高齢化現象、これが伴ったときには、それは恐らくも

うこれ、過去何十年、もう要するに何十年も前の規定なんですよ。条例なんですよ。しかし、今の現代社会において、本当にこれがいいのかどうか。私自身はやっぱり有効活用というもののの中で、一つのハード面であったら、そこにいかにして機能をたくさん持っていくか、そういうことも考えているわけです。

例えば、指定避難場所だったらどうなのかというのは、これ、三つの条件があるわけなんですね。要するに、条件というより、こうしたほうが望ましいということなんですよけれども、これをちょっと申し上げますと、災害対策基本法施行令第20条の6、これにはっきり書かれているんです。地域の実情において想定される被災者の数に対し、十分な面積を有することや、生活関連物資を配付することが可能な建物や設備を有していること、そして、危険区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましいと。これは法律ですから、守らなきゃならないんですよ。だから、これを前提としてどうなのかというような話だと思えます。だから、議員がおっしゃるように、この市内の集会所のうち、建設年から耐震性が確保されております津波の浸水域外に位置する施設が7か所ございます。その内、1か所が指定避難所、すなわち天満集会所です。1か所だけ、事実あるんですよ、これ。だから、自治会の解散の影響によって、3か所の集会所は休止の状態になっている。これ、事実なんです。

そういった中で、こういう状況を踏まえて、南海トラフ巨大地震に備えるため、改めて集会所というものを避難所として活用することについて、地域住民の意向を伺うとともに、そこにはどうしても必要なものが一つある。これ、キーマンなんですね。誰かいなかったら、そのままほったらかすわけにはいかんと。だから、キーマンの掘り起こしもしながら、私自身は取り組んでいきたいと。

そして、具体的には、先ほど申しましたように、避難所運営というのはやっぱり避難者によることを基本としておる。だから、私はこれは守りたいと。こういうことでございますので、必要に応じて、まず、その避難者によることを基本としていることとか、あるいは必要に応じて、災害対策本部と連絡を取り、必要なニーズを伝えていただくことなどが求められていると。したがって、議員御提案の集会所の避難所活用につきましては、各集会所の実情に合わせて検討を進めていきたいと。

ここで一言、今回のテーマ、私自身は自分自身で思っているんですけども、今回のテーマにつきましては、目的は何なんですかという。だから、そういう背景には、要は人口減、高齢化というもので、地域コミュニティが薄れていると。

だから、これを向上させることが必要なんだと。そのためには、どうしてもやっぱりみんなが集まる居場所づくりが必要じゃないんですかと。それも、そしてその居場所づくりの中で、ハード・ソフト面を充実させることが必要なんだと。だから、結果的に老後を健やかに送れる、こういうまちづくりをやりたいと。この一貫性の下でやっぱり私は議論すべきだと思っていますので、よろしくお願いたします。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） もうこの先の私の思いまで先に市長がしゃべってくれたかなと思うぐらい、市長のこのテーマに対する熱い気持ちは受け取っております。

本当にコロナ以降、特になんですけれども、内閣府の防災担当のほうからも、細かく避難所を設けてください、小さな避難所をたくさん持ってください。というのは、やっぱり分散避難ということに意識を持つ住民が増えたということでもあります。感染症に対する備えがもう必須のものとなっている今、大きな避難所というものに対する、そういった神経を使う人たちの気持ちを酌み取り、それから大きな避難所に移動することのできない高齢者や障がいのある方に対しても、そういったところの配慮というのが必ず必要になってきますので、これは早急に進めていただきたいと思います。

それで、先ほど市長が言いましたキーマンなんです。特に今回はこの閉鎖をしている集会所に対してどうしていくのか。もうこれは避難所という言葉が出ましたので。これ、ふだん閉めていたら、緊急なときだけ開けるということはまず難しいと思います。特に電気が通じていない、トイレが使えないというのは、もう急に開けて使えるか。それはもう不可能になります。これは市長も同じふうに思っていらっしゃることが確認できましたので、それが誰になると考えるのかを提案させていただきたいと思います。

少しお時間をいただきますが、年間を通じての使用頻度、これは自治会が活発であるところでもそんなに、中央公民館やそういったところに比べれば、あまり多くないのかな、もっと活用することができるのではないかなと思うぐらいの日数が空いていると理解しております。今使っているところで、自治会活動以外に、防災の備えや講話、福祉分野の健康相談、認知予防、福祉委員会の活動拠点、子供の居場所。先ほどの質問の答弁にもありましたけれども、介護予防の様々なものが行われて、もう思いもよらぬ数字、1,000以上の数字を聞きましたけど、そういうところに行けない人たちが実はたくさん存在しております。車が使えな

い人、公共交通の通っていないところに住む人たち、そういう人たちが歩いてでも行けるのが、実はこの集会所であると思うんですね。そういうところの集会所を広く開放する。もう今、便宜上、集会所と呼ばせていただきますけれども、そのキーマンを誰にするのか。一つ提案としては、特にセンター管内、最近は全ての分野を網羅した上で、地域の目指す方向をミッションとした地域おこし協力隊が活動して、様々な成果を上げております。先ほど申し上げた集会所の活用方法は、執行部で言うと、その管轄が多岐にわたります。一つにはなかなかありません。市街地での利用頻度の少ない施設の利用活用をミッションとして、孤立しがちな高齢者、関係性の希薄になったコミュニティの再興、再生をお願いする協力隊の募集というのができないかと思えます。そういったことをやっている協力隊の事例などをたくさん見ておまして、1人、そのキーマンとして入ることで、自治会が復活したりとか、コミュニティの再生が成ったりする、成果を上げているところも見聞きしております。さっきの避難所の話にしても、備えが強化できる形がつかれるのではないかと思います。

市長の考える方法、ほかにあれば教えていただきたいと思うのと、この協力隊の利用ということに対して、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 申し上げたいことはいろいろあるんですけど、一つずつそれに対してですね。

集会所の話については、集会所で、要するに集会所、あるいは居場所づくりという場所、これを認めた以上は、きちんとハード・ソフト面をきちんとやる。これは要するに行政の仕事なんです。これはそうなんですね。だから、それを認めるか否かというような話だと僕は一つ思えます。

そして、身近な避難所、本当にこれ、大事だと思います。いろいろやっぱり市民の皆さんから聞きます。集会所を造ってくれやと。そんなもの駄目やと書いていますけれども、ただ、各地域において、要するにコミュニティーセンターにおいては、一つずつ、小さな区域ですから、そこに大体皆さん方が来ていただくというような、そういうあれなんですけど、旧尾鷲町内というのは、その中で何か所かの避難所があったり、集会所も何か所か、9か所、実際問題2か所減ったら7か所あるんですけど、やっぱりあまりにも遠いんですね。そういう話の中で、これをどうするかというような問題もあります。

さっき、ちょっと一つだけ付け加えさせていただきたいんですけど、集会

所に限らず、いろんな我々コミュニティーセンター、あるいは福祉保健センターとか、公民館とか、いろんなそういう人が集まる居場所、これについては、先ほど福祉保健課長のほうから申し上げて、要するに、いろんなイベントなり、そういうその教室なりをやるときに、全部で市内で21か所あると。その中で、要するに実施回数が1,082回、延べ8,074人の高齢者の方が参加していただいた。これはあんまり素直に受け止めないでほしいんですよ。これ、あえて僕は申し上げますけれども、要は21か所の場所で、全体として1,082回ですよ。1,082回を21か所で割ったら51.5回なんです。1年365日なんですから、52週なんです。要は週1回こういうことを我々福祉保健課が中心となっていてこういうことをやっているということは、非常に私はまちづくり、特に高齢者、こういった方々に対する対応というのはやっぱり僕は素晴らしいものだと思っている。それはきちんとやっていかなきゃならない、利用頻度というのはやっていかなきゃならない。これだけ前置きしまして、ちょっとお答えしたいと思うんですけれども、先ほど来から申し上げておりますように、市民の皆様がいつまでも健康であり、生き生きと暮らせるまちづくり、これが市長としての使命なんですね。そういった中で、そのために、この健康づくり教室をはじめ、多くの市民が集う機会を創出するこの居場所づくりとして、集会所等を活用した仕組みを再構築していかなければならないと。そういう、私はもう実にかけております。

議員御提案の市民の誰もが集える居場所づくりは、私が目指すまちづくりの基本であります。どうしてもその居場所づくりにおいて、誰がどのように役割を果たしていくか、これ、本当に非常に重要な問題なんですね。その中で、それを担う人材については、現在活動しておられる自治会の方々、地域で中心となるの方々、これが前提なんですね。しかし、前提だといっても、そういう人、いないじゃないかと。みんな、わしら、年取ったから、もう辞めたくてしゃあないんやと言う人も結構います。しかし、そういう人のためにも、それをきちんと後を継ぐというのか、フォローする立場の、私は二つあると思う。今、各地区でやっている集落支援の話と、もう一つ、議員がおっしゃっているような地域おこし協力隊、この活用というものが考えられますと。だから、結果的に地区におけるその状況を考慮しながら、要は持続可能な集会所と集会所の利用の仕組みづくり、これに取り組んでいかなきゃならないと思っています。

もう一つ申し上げたいのは、地域おこし協力隊というのはやっぱりきちんとしたミッションがある。そのミッションにふさわしいかどうかということも、これ

はつくり上げていかなきゃならないと思いますので、その辺のところも踏まえて、この地域おこし協力隊の活用ということも我々は前向きに考えていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 本当にすごく熱心に管理をしていただいている自治会があることも確認ができておりますので、そういったところが、今新しく制度をつくらうとか、仕組みを変えようというときに、きちんとした相談とか、地域の実情を把握していただくこと。それは本当に大事だと思っております。

ただ、地域に出向いてイベントを、講座なんかを企画している市民の方にリサーチさせてもらいました。そうすると、やはり車を利用しなくなると途端に来なくなる人、やっぱり増えているようなんですね。その場所をやっぱり求めたいと。みんながちょっと気軽に寄れるところを求めたいと思うけれども、集会所がどう使えるのかということを実は知りませんでしたと言われました。ふだんからその集会所の管理をやっているのがどこなのか。その地域以外の人たちは知らない方がほとんどなんです。もっと言うと、そこの集会所周辺のコミュニティに属していないと、そこは使えないものと思っている人もおりました。でも、条例とか、規則見れば、どなたでも使える、規則さえ守れば、というふうになっておりますね。そういった案内が不足していますよねというのがあるんです。仕組みをつくっていく中で、これはお願いしておくことなのかなと思うんですけども、これは集会所に限らず、市民が使える公共施設の利用方法、料金、空き状況、そういったものが分かる形が、実はできておりません。ほかの市町を見ますと、ホームページの中にあります。何日が空いていますよ、どの部屋が空いていますよ、何人使えますよ、料金幾らですよ。予約もそのサイトから入れるような形。これは使う側の地区住民とか、高齢者のためではなくて、そこで活用を企画しようとする団体側に見れば、一々電話をして、この日空いていますか、空いていません、じゃ、もう一遍考えます。そういった負担が増えております。多分受付をする側の職員にも、そこに張りつかなくてはいけない仕事量が増えていると思います。DX推進ということも言われておりますが、こういった案内を充実させていただくこと、これは制度、仕組み、出来上がるのを待つまでもなく、今できると思うんですけども、できることの一つとして、そういった窓口の負担を軽くする方法、どういうふうを考えられますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） ちょっとその前に言い忘れたことがございますので、ちょっとこれ、ヒントにあれしてください。

実はさっき、どうしてもそこをあれするとなるとキーマンが必要であると。議員のほうは地域おこし協力隊も考えられるんじゃないかという。その中で、ちょっとヒントとしてね。

実を言いますと、地域おこし協力隊の公募については、門戸がかなり開放されているんですよ。実を言いますと、これ、実質、私、今年の8月に、この用件じゃなしに、別の用件で、総務省のほうに要望活動に行きました。そのときに対応してくれたのが自治行政局長なんです。ナンバーツーなんです。自治行政局長が総務省の見解であると。現状においては、協力隊は、令和4年、2年前に協力隊の人数は約6,000人いたと。令和4年ですね。今年、令和6年に8,000人まで伸ばしたと。しかし、総務省の目標は、まずは地域おこし協力隊を1万人の目標として掲げていると。これを令和8年度までにきちんと達成したいというコメントをいただいたんですよ。そういう話と、もう一つは、石破総理の、どうなるか分からないですよ。だけれども、地方創生に当初予算の2倍をあれすると。いろんな細かな内容を明らかにしていますけれども、詳細にまでは至っていません。こういう、どっちかといったら前向きなそういうあれがありますので、そういうことをうまく活用を我々としてはしたいと、まず、思っております。

本題に入りますと、公共施設全体の枠組みの再構築、これはやっぱりやっぴりやっぴりかなきゃならないと思いますよ。先ほど冒頭でも答弁させていただきましたとおり、何ととっても健康寿命の延伸なんです。私はいつも言っているんですよ。寿命100年っていったって、10年、20年寝たきりだったらおもしろいやろと。常にやっぱり健康寿命であるため、そのためにやっぱり市としてどういう方針を出して皆さん方と一緒にやっていくか、これがやっぱり大きな目標なわけなんです。だから、要するに、どうしても健康寿命を延伸していくためのいろんな取組を進めていくとともに、公共施設を利活用したこの高齢期、これを迎えた方々の居場所づくりを一体的、あるいは総合的な検討をしながら、できたら具現化を早くやっていきたい、この必要性があると思います。

これらを実現していくためには、まずやはりどこが窓口かといったら、市役所の内部でもあるんですよ。ここが俺のところの仕事、こっちはこっちやと。だから要するに、私は市役所の仕事、いや、行政の仕事は縦割りといっても、これは全然否定しないです。ただ、しかし、やっぱり一つの課題が多岐にわたる場合に

は、この、要するに壁をぶっ壊さなきゃならないと思うんですよ。今回の場合には、特にやっぱりこういう議員の御意見、御質問に対しては、どうしてもやっぱり市民サービス課が私は窓口になると思っています。そのときに関係するのは政策調整課もあるし、福祉保健課もあるし、あるいは、防災の話になったら防災危機管理課もあるし、こういう部門などが集まって協議調整を要する必要があると。そのためには、誰かが長にしていなきゃならないから、それは副市長か市長がやっぱり長にならなきゃならないでしょうね。これは我々、わきまえています。

一方、休止している地区集会所、これにつきましては、まずは現状を把握します。そして、早期に、利用希望をされている団体の方々に意見聴取を行います。そして、これは費用面というのはやはり公平性というものが需要でございますから、そういうこともきちんと考慮した上で、公平性ということも考慮した上で、来年度には再開できるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 公共施設ということと、協力隊という話のキーワードが出ておりますので、少しその辺りで、最近、聞き取りをしたことを市長に御報告したいと思うんですけども、今年度、着任しました三木浦の協力隊。彼は三木小学校の再利用が、ミッションの中に入っております、どういったふうに考えているのかをいろいろとこの間、ちょっとお話をする機会がございました。

具体的なことは、中身としては私が勝手にしゃべるわけにはいかないのかなと思うんですけども、彼はその施設を利用して、まずはその地域住民の方たちのよりどころにしたいということが1個と、そこで経済活動ができるようにできないか。さらにはそこに仕事が生めないか。仕事が生まれることで町内の経済を回すことができないか。結構深い考え方を持って、大きなビジョンを持っております。

私、経済活動って大事かなと思います。今年度から市民農園できましたよね。すごく立派にできているのを見せてもらっているんです。そういったところとつながることによって、例えばそこでできたものを、買物難民、もう店が少なくなっているの、車では出かけられないけど、うちの近所で一つ100円でも売ってれば、のぞきたいなと思う人も出てくるのかなと思うんです。先ほどの見守りの話の中に、それぞれのおうちを訪ねていくという、そういった事業がたくさんありましたけれども、もう一つは、出てきてもらうところが必要かなと思います。

おうちの中にばかりいるのではなくて、外に出てくるきっかけが必要というふうな形ではないかと思うんですね。そういったときに、さっき市長が言いました受益者負担の仕組み、あと、そこに来て、みんなが寄り合ってお茶飲みましょうよとか、あそこに小さなパン屋さんができていればいいよねとか、お菓子を出すところがあればいいよねと、きつとこのように話せば利活用ってたくさん出てくると思うんですけれども、集会所は、そういった経済活動は禁止されておられませんよね。その辺の決まりだけちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、この場合に、要は集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の中に、集会所の使用に際し営利を目的とする入場料、またはこれに類する金銭を徴収してはならないという入場料等の徴収禁止という項目がございます。これ、あります。これはやはりまず、やっぱり集会所ですから。じゃ、どうするのかというような話になりますよね。今、こういうのがあります。

議長（南靖久議員） ここで正午のため中断します。

〔休憩 午前 11 時 59 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（南靖久議員） 正午を過ぎましたが、このまま会議を続行いたします。

3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） そうですね。その規則、条例、存じております。入場料ですよね。中で行われる品物の売り買いは以前からもやられているように思うんですけど、売り買いなのか、その事業に対する対価なのかという辺りの金銭は動いていると思うんですけれども、その辺が明確になるような形はつくっていただきたいと思いますと思うので、それじゃ、これはもう要望にとどめることにいたします。

それと、やはり先ほどから、市長、新年度からとか、できるだけ早くとかいう言葉をいただいております。仕組みの検討にどれぐらいの時間が必要なのか、そういった辺り、スケジュール的にきちんと聞いておきたいなという思いがありましたので、閉鎖しているところは、来年度から利用に関しての再開は望めるようにするというので、もう一度確認をしたいんですけれども、よろしいですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 三つの閉鎖している集会所について、どういうふうにしていくのかというようなことに関しては、だから、今からこの条例をいじる云々というわけにはいかないわけなんですよね。手順、手続の上からいったら。だから、こ

れをいじるのであれば、私は年度内にどうのこうのというのは非常に難しいと思っております。

じゃ、その三つに対する状況をどうするのかというような話。これについては、私たちは年度内にきちんとやりたいと思う気持ちはあるんですけども、これは要するに市長の独断でございますので、これは関係課の市民サービス課長ほか、いろいろ検討はしたいと思っています。もう一つは、これについて予算がつくのか否かというような話で、今もう当初予算については非常にぎりぎりのところまで来ています。そういう時間的なこと、ありますので。ただ、方向性だけは、年度内には示せると私は思っております。

その後、開設に向かってどうするのかということで、先ほど答弁でも申し上げましたように、新年度には開設していきたいということで申し上げておりますので、ちょっと即答はしかねますけれども、こういう方向でいるということは御理解いただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 条例を触ることがそう簡単でないことは十分に理解しておりますし、仕組みをつくること、本当に大変なもの、先ほど冒頭で申し上げたように理解をしております。ただ、できることからやりましょうという言葉、一番最初に申し上げました。今、その閉まっているところ、早期に開きたいなという住民の意向があったとしても、キーマンを誰にするのかとか、協力隊を募る、そういうことも時間がかかることも分かります。だけど、開ける、どなたから受益者負担をいただくか、あと、きちんと恒常的に管理ができる人が決まるまでの間をどうつなぐのか。恐らく短期間で決められること、できること、それはあるはずですので、それはまたこの先、市長、ぜひ場外の議論を続けさせていただきたいと思っております。

それで、最後に一つ、お願いといいますか、念押しといいますか。実はコミュニティーセンターのある地域は、ある意味集会所の用途もコミュニティーセンターが支えていて、常駐の主事さん、必ずおりますよね。その管理運営も担っていただいている。地域のコミュニティの拠点の役割を持ってセンター管内は動かされていると思います。地区会、町内会もしっかりとされております。老朽化された地区会、コミュニティーセンター、ここまでかなりの数が、防災の機能を含めて建て替えも進んできておりました。

そんな中で、1か所だけ、まだそのお願いがかなっていない地区がございます。

実は、三木浦町のコミュニティーセンター、これ、平成6年、1回目に町内そろっての陳情書が出ております。もう30年、ちょうどが経ちました。平成6年ですから。その後、また27年、平成の、20年以上がたって、またそのときの町内会長からの陳情書が出ました。その中に、忘れられたかなと思っておりましてという一言がございました。

今、三木浦町はその地面も準備して、周りの計画も整えて、待っているように聞きます。現在、漁村センターの間借りのままでコミュニティーセンターが動いております。輪内地区では最も高齢化率は低いんですね。若い人たちがまだおります。ただ、エレベーターのない3階への移動は年々負担が増えまして、地区の集会所として地区が持っている憩いの家もかなり老朽化が厳しくなっております。せんだって秋祭りの催物で、盛大にカラオケ大会が開かれました。私も見せていただきました。ただし、一番楽しみたい高齢者、3階へ上がれないからと諦めております。市の文化展、三木浦地区で行われるのもこの3階なんですね。だから、そこにも高齢者は行けないんですと言われます。

地域コミュニティの維持継続のために、きっと三木浦町、まだ待っていてくれると思います。忘れていないと思っております。その辺り、計画の推進をお願いしようと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） このコミュニティーセンターの開設、要するに新設というんですか、については、前市長のときに一生懸命やっていただいて、早田・九鬼、いろんなところが全部きれいになっていると。今、どっちかという、今仮住まいしているのは、三木浦、この漁業センターであれしていると。今ちょっと古くなっているのが、三木里のコミュニティーセンターをどうするのかというような、そういう議論もやっているわけなんですけれども、正直申しまして、特に全般的な話の中で、私は要するに出張所管内の今の人口減、当初、何度も申し上げますけれども、昭和29年に約1万3,000人あった九つの地区が、今2,700人から800人しかいないんですね。これの人口の減りよう。1地区には多くてもやっぱり500人弱ぐらい。小さなところだったら百六十何名。こういう状況がある中で、これ、潰すわけにいかんのですよ。嫌な言葉ですが、潰すわけには。残していかなきゃならない。残すためにはどうするのかという、やっぱり居場所づくり、すなわちコミュニティーセンターが必要であるということを私は認識しております。

そういった中で、今、そういう問題のコミュニティーセンターの中で、これは要するに、議員おっしゃったように、平成6年、あるいは平成27年に要望書が出された。これ、認識しています。私の前の市長、前の前の前のとか、そんなのに思っていません。私はやっぱりこの三木浦のコミュニティーセンターを仮住まいじゃなしに、やはり市の持ち物としてやっていけないかというのは常に考えております。そのためにはどこの場所が必要なんですか、住民の思いはどうなんですかということも、いろんな市長懇談会のおきにお聞きしております。

それで、もう一つ、そこで言われたことは、あそこのところを1階から2階の階段を上がって行って、玄関あって、2階から3階になっていますね。あれ、五十数段あるんですよ。それでもちょっとその階段が急なんです。これが、要するに80を超えた人たちが、市長懇談会へよく来てくれています。しんどい、しんどいと言いながらね。それが具体的にはやっぱりもう大変だと思うんですよ。そういう思いもあって、私自身は前向きに検討、今でもしていますし、今後やっぱり。あとは最終的には財政とどういうふうな、今、12月にはある程度財政の見通しというのを、5年の見通しというのをきちんと委員会のほうから報告させていただきますけど、そういうことを見極めながら、じゃ、どれぐらいの費用がかかってどうなのかということは最終的に、やっぱりこれ、いつなのかというのは判断しなきゃならない、こういうことありますけれども、ただ、前向きに考えているということについては申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 実は冒頭で申し上げたように、新しいものを求めなくても、今あるものを有効に使いましょうという、そういった趣旨での質問をさせていただく中で、この新しいものを求めることを、矛盾していると思われる方もいるかもしれません。だけど、三木浦町は、公的な施設が学校以外ないんですよね。小学校以外ないんですよ、一つも。そういった中で、やはり地域のコミュニティーの存続ということに関しましては、必ずみんなが遠慮なく、誰もが集えるところ、それは必要なものだと思います。なければ、求めたい。そういった意味でのお願いと質問なので、その辺は御理解いただきたいと思います。

少し時間がありますので、私がこの仕事を始めたばかり、約20年近く前ですけども、ある地区のまちづくりを進めようという集まりに出させてもらいました。当時、そこは200人足らずの小さな集落でしたけれども、そこで聞かせて

もらった意見の中に、「たとえこの地区が50人になったとしても、ここに墓があつて、そこに参りたい人がいる限り、私はこのまちを守ってほしいと思う。」その言葉を聞いて、まちづくりの思ひってそういうことなんやと。すごく実感することがありました。日本人は土着の精神を持っております。遊牧民ではございません。なかなかそこが10人になったからといって、こっちへ来いといって動くものではございません。そのコミュニティを守ることは役所の役割の一つかと思ひますので、ぜひ今の言葉をしっかりと市長、胸に感じていただいて、この先の議論をしっかりとやらせていただきたいと思ひます。

以上をもって、今日の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 以上で本日の質問は打ち切り、明日11日水曜日午前10時より続行することといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 0時12分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 中 村 文 子